

短期入所生活介護重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 03-5668-0051 (午前8:45～午後5:30)

担 当 相談支援課(生活相談員) 阿部 正人 椎名 舞

*ご不明な点は、何でもおたずねください。

本事業は、特別養護老人ホーム江戸川光照苑に併設されています

2. 提供できる事業所

(1) 名称等

施設名称	特別養護老人ホーム 江戸川光照苑
所在地	東京都江戸川区北小岩5-7-2
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (東京都1372300762号)

(2) 同施設の職員体制

(令和7年7月1日現在)

		資 格	常勤 職員数	非常勤 職員数	職員 総数	
管理者 (苑長)			1		1	業務の統括
医 師				1	1	利用者の 健康管理
生活相談員		社会福祉士	2		2	利用者の 生活相談
管理栄養士		管理栄養士	1	1	2	栄養管理
機能訓練指導員		あん摩 マッサージ師	1	1	2	機能改善訓練
介 護 支 援 専 門 員			(1)		(1)	介護サービスの 企画
事務職員等			2	3	5	庶務・会計事務・清 掃等
看護 職員	看 護 師		1	2	3	診察の補助・看護 保健衛生管理
	准看護師(看護職員)			1	1	
介護 職員	介 護 福 祉 士		11	7	18	日常生活の 介護援助
	1. 2級研修等		0	16	16	
職員総数			19(1)	32	51(1)	

*職員数は多少増減しますが指定基準数を上回る配置をしています

*事務員等は、江戸川光照苑の他の事業の事務と兼務をしています。

*給食業務（調理員）は委託しています。介護職員は上記の他に派遣職員を配置しています

(3) 同施設の設備の概要

定員	特別養護老人ホーム 63名 短期入所生活介護 7名		静 養 室	1室 2床
居室	4人部屋	13室 (1室35.12㎡)	医 務 室	1室
	2人部屋	6室 (1室20.42㎡)	食 堂	3室
	1人部屋	6室 (1室10.21㎡)	機能訓練室	2室
浴室	一般浴槽とリフト浴槽、 特殊浴槽があります		談 話 室	1室

3. サービス内容

【ご利用期間】

初回ご利用時の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

なお、2回目以降のご利用については、当該契約書期間内であれば、別に作成の「サービス提供記録」にて記載することとします。

【ご利用可能定員】

定員 7名

ただし、特別養護老人ホーム利用者が入院等により、空床がある場合は、利用人数は6名を限度として定員を超えることができます。

【サービス内容等】

(入浴)

1週間に2回以上入浴して頂きます。ただし、身体状況により、特別浴または清拭となります。また、利用者の疾病や、伝染病疾患の疑いがあるなど、入浴が適当でないと医師が判断する場合にはこれを行わないことができます。

(排泄)

利用者の心身の状況に応じて、利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。

おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えます。

(離床・着替え・整容など)

離床・着替え・整容などの介護を適宜行います。

(食事の提供)

栄養ならびに利用者の身体の状況および嗜好を考慮して提供します

食事の時間は概ね次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前7時30分～
- (2) 昼食 午後0時00分～
- (3) 夕食 午後6時00分～

あらかじめ連絡があった場合は、衛生上または管理上許容可能な一定時間（2時間以内）、食事の取り置きをすることができます。

「特別食」として、通常の食費にかかる費用を超えるような材料を使用した場合実費を頂きます。

(送 迎)

利用者の入所および退所時には、利用者の希望・状態により自宅まで送迎を行います。ただし、通常の送迎を行う地域は基本的に東京都江戸川区内です。

(相談・援助)

当苑職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(社会生活上の便宜の提供など)

教養娯楽設備などを整え、レクリエーションを行います。

(機能訓練)

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して、個別訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(健康保持)

医師または看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存します。

短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。

* 特別養護老人ホーム江戸川光照苑で実施している美容（隔月2回）を利用できます。

美容代金 ￥1,500

4. 利用料金

(1) 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用の1割若しくは2割または3割と食事に関わる費用、居住費及び日常生活などに要する費用として、別に定める利用料の合計額となります。お支払い頂く利用料金は、別紙料金表のとおりです。

*法改正等により、料金の改正があった場合は、都度、文書により通知します。

(2) キャンセル料

利用のご都合でサービス開始前に中止する場合、次のキャンセル料がかかります。

① 利用開始日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
② 利用開始の前日5時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の50%
③ 利用開始日の当日入所予定時間までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の100%

* 上記②③の場合、事業者は明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けた日から15日以内に銀行振り込み若しくは苑窓口にて支払うものとします。

(3) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- *利用者が中途退所を希望した場合
- *入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- *利用中に体調が著しく悪くなった場合（入院など）
- *他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(4) 支払い方法

利用者は、毎月月末締めとして、**翌月15日**より当月分の請求書を送付いたします。請求させていただいた利用料は、**翌々月の4日**に、ご指定いただいた金融機関の口座より引落しさせていただきます。なお、振替日が土日祝日の場合は翌営業日に振替させていただきます。また、引落し手数料は当苑にて負担いたします。ただし、ご利用開始時より最初の2ヶ月程度は、引落し手続きに時間がかかるため、当苑窓口への現金支払いか、当苑指定の口座への振込をお願いする場合があります。

利用者には、当該料金の引落しにより、別に領収書を送付いたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

- ・ご利用の予約は3ヶ月前からできます。電話でお申し込みください
- ・居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼されている場合は、事前に 介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの利用の終了

① 利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文章でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後のご利用は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し予約は無効となります。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または自立と認定された場合

③ その他

- ・利用者が、サービス利用料の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず、7日以内に支払わない場合
- ・利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合30日前までに文書で通知することにより利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目指します。
- ②地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。

(2) 運営にあたっての重要事項

(身体拘束等)

事業者は、原則として入所者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、2年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- ②非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- ③一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

(虐待防止)

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。(相談支援課 椎名舞)
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族

・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを江戸川区に通報します。

(感染症予防・まん延防止)

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

(事故発生時の対応方法について)

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行い

ます。

(3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修（年2回以上）を定期的に行います。

(4) 上記①～③の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。

（安全対策担当者：介護課長：平島 卓）

(5) 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに江戸川区、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(6) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

(7) 施設は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【江戸川区（保険者）】	所在地 東京都江戸川区中央1-4-1
江戸川区役所	電話番号 03-5662-0892（直通）
介護保険課 指導係	受付時間 9：00～17：00（土日祝は休み）

なお、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
	保険名	介護事業者・社会福祉施設損害保険
	補償の概要	施設・サービス利用者向けの傷害保険
自動車保険	保険会社名	
	保険名	
	補償の概要	

(5) 職員の育成

職員の資質向上のために、研修機関が実施する研修や施設内研修に積極的に参加する機会を計画的に設けます。また、医療・福祉に関する資格を有しない介護職員に認知症の基礎的研修を受講させます。

(6) 施設利用に当たっての留意事項

[面会]

午前10時～午後5時まで

面会の際には1F面会簿への記入していただきます。

入浴や食事時間中は、ロビーでお待ちいただくこともあります。

[外出]

外出は原則自由です。(事前に申し出ください)

[飲酒・喫煙]

飲酒、喫煙については、個々の嗜好を重視し、他人に迷惑にならないければ原則として自由ですが、身体状況などを考慮し、時間帯や、場所については、ある程度の枠を設定することがあります。

[設備、器具の利用]

自己負担のものもあります。利用の際はお声をかけてください。

[金銭、貴重品の管理]

本人管理またはご依頼により施設で預かり管理します。

[所持品の持ち込み]

利用期間中に必要な物品、すべての持ち物に名前を記入して下さい。

[宗教活動]

宗教や思想について、他の利用者に不当な干渉をしない限りにおいて尊重します。

[利用時間]

原則、利用開始日の9時30分以降入所し、利用終了日の16時までに退所して頂きます。

7. 緊急時の対応方法

事故の発生やご利用中の容態の変化があった場合には、応急処置及び緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、緊急連絡先（ご家族様）の方に速やかに連絡いたします。

また、状況に応じて保険者へ速やかに報告いたします

緊急連絡先	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
携 帯 番 号	
続 柄	
主 治 医	
病院または診療所	
住 所	
電 話 番 号	

8. 非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

(2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 9月・3月）

(4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

(5) 事業所は、火災、風水害、地震等の災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を適宜実施するとともに、スプリンクラー、非常通報装置など必要な設備を備えています。

・防災時の対応：江戸川光照苑消防計画、江戸川光照苑地震防災応急計画

・防災協定：災害活動相互応援協定（北小岩5丁目自治会）

災害時における介護を要する高齢者等の受入施設に関する協定

(江戸川区、江戸川区熟年者福祉施設連絡会)

- ・ 防災設備 : スプリンクラー設備、非常通報装置 (東京消防庁直結)
- ・ 防火管理者 : 江戸川光照苑苑長 柴田 一佐哲

9. 事業継続計画の実施

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (業務継続計画) を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- ・ 大規模地震災害対応計画 (事業継続計画)
- ・ 水害対応計画 (事業継続計画/水害対応マニュアル)
- ・ 新型コロナウイルス感染症発生時における事業継続計画

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. サービス内容に関する苦情相談

(1) 当法人の苦情相談担当

苦情解決責任者 鈴木 文子 (社会福祉法人光照園 理事長)

苦情受付担当者 狩野 信夫 (社会福祉法人光照園 業務執行理事)

第三者委員 片倉 昭子 (社会福祉法人子どもの虐待防止センター
常務理事)

石川 武敬 (元民生・児童委員)

宇田川 康 (宇田川整形外科・内科診療所医師)

法人本部電話 03-3927-9851

(2) 当施設の苦情相談担当

苦情解決責任者 柴 田 一佐哲 (江戸川光照苑 苑長)

苦情受付担当者 阿 部 正 人 (施設サービス部 相談支援課長)

電 話 03-5668-0051

(3) その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

* 都道府県 東京都国民保険団体連合会

担 当 介護保険部 相談指導課

相談時間 平日 9:00~17:00

電 話 03-6238-0177

* 市区町村 江戸川区

担 当 介護保険課 事業者調整係

電 話 03-5662-0032

11. 当苑運営の法人概要

名称 社会福祉法人 光照園

代表者役職名・氏名 理事長 鈴木 文子

本部所在地 東京都北区王子3-3-1

電話番号 03-3927-9851

定款の目的に定めた事業

第一種社会福祉事業

1. 特別養護老人ホームの経営

第二種社会福祉事業

1. 老人ディサービス事業の経営

2. 老人短期入所事業の経営

3. 老人居宅介護等事業の経営

施設・拠点等

特別養護老人ホーム	2カ所
短期入所生活介護事業所(介護予防含む)	2カ所
居宅介護支援事業所	2カ所
通所介護事業（介護予防含・生活支援サービス含む）	3カ所
地域包括支援センター	3カ所

12. 福祉サービス第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	2024年12月25日
【第三者評価機関名】	株式会社 ケアシステムズ
【評価結果の開示状況】	回覧状況を可能にしている。

